

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	令和3年12月22日
【中間会計期間】	第63期中（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
【会社名】	株式会社小倉カンツリー倶楽部
【英訳名】	KOKURA COUNTRY CLUB CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 潤一郎
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉南区西貫二丁目1番1号
【電話番号】	093(471)7611
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 林 眞也
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉南区西貫二丁目1番1号
【電話番号】	093(471)7611
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 林 眞也
【縦覧に供する場所】	該当ありません

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高 (千円)	220,945	165,960	193,823	424,840	353,676
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	13,148	28,782	6,623	15,928	39,802
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 ( ) (千円)	9,529	29,536	11,528	9,202	41,311
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	798,000	798,000	50,000	798,000	798,000
発行済株式総数 (株)	4,914	4,914	4,914	4,914	4,914
純資産額 (千円)	1,744,459	1,714,595	1,691,292	1,744,132	1,702,820
総資産額 (千円)	1,860,577	1,821,997	1,804,803	1,849,642	1,783,734
1株当たり純資産額 (円)	354,997	348,920	344,178	354,931	346,524
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失 ( ) (円)	1,939	6,010	2,345	1,872	8,406
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	93.7	94.1	93.7	94.3	95.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	61,201	7,068	57,578	61,188	26,833
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,029	3,637	49,232	36,504	13,175
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	322,403	314,346	279,252	310,915	270,906
従業員数 (人)	28	30	32	31	30
[外、平均臨時雇用者数]	[28]	[32]	[28]	[31]	[32]

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、これらを総称して「収益認識会計基準等」という。)並びに「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)を当期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当する事項はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

従業員数(人)	32(28)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当中間会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

#### (2) 優先的に対処すべき事実上及び財務上の課題

当中間会計期間において、コロナ禍という全世界を席捲する未曾有のウィルスに、ゴルフ場も大きな影響を受けました。遠距離の大型コンペの相次ぐキャンセルで来場者が半減してしまい、その対策として、個々の会員の小規模コンペの誘致や、更にはコースの充実、キャディの育成及び増員、レストランメニューの見直しに、取り組むこととしております。

### 2【事業等のリスク】

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当中間期末現在において当社が判断したものです。

#### (1) コロナウィルスによる来場者の激減

昨年来のコロナ禍のため、大口コンペや貸切コンペの9割強はキャンセルとなり、友人、家族個々の組単位での来場者となっており、コロナが治まるまでは現在の状況は続くと推測されます。

#### (2) 気象条件の来場者影響

今年6月に梅雨がなく8月には長雨が続き、さらに9月まで高温という稀にみる変則的な気象条件となり、来場者に影響を与えています。大型台風の接近は少なかったものの、安全対策意識の向上にて外出を見合わせるお客様の割合が高まり来場数が減少した。

#### (3) プレー料金による影響について

当社は創立よりメンバーシップを基本とし、クオリティーの高いゴルフ場を目指しており、コースコンディションの充実、クラブハウスの快適さの維持を図り、メンバー紹介及びメンバー同伴の姿勢を守っています。そのためにビジターの単独予約がとれず、安易に予約可能な他ゴルフ場とのプレーヤー獲得競争が危惧されます。

#### (4) 今後の方向性について

60年間守ってきた方針を見直す時期のように思えます。クラブ独自の方向若しくは、利益追求の規約緩和を示すか問われています。また、高齢化しているメンバーの対策も大きな要因です。都市の中に在り、交通の利便性を生かした施策を早急に立案する必要があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 業績等の概要

##### (1) 業績

当中間会計期間の来場者総数は、メンバー7,094名、ビジター5,903名、総数12,997名となり、前年同期と比較すると1,775名の増加となりました。なお、メンバー・ビジターの割合は、メンバー55%・ビジター45%であります。

営業成績につきましては、来場者の増加により営業収入も増加し、193,823千円（前年同期比16.8%増）となりました。営業費用につきましては、216,961千円（前年同期比9.9%増）となりました。

その結果、経常損失は6,623千円となり、法人税等計上後の中間純損失は11,528千円となりました。

##### (2) キャッシュ・フロー

当中間期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、279,252千円と前年同期末と比べ35,094千円の減少となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

###### [営業活動によるキャッシュ・フロー]

当中間会計期間において、営業活動による資金の増加は、57,578千円（前年同期比50,510千円増）となりました。主なものは、減資による法人税等の支払額等によるものであります。

###### [投資活動によるキャッシュ・フロー]

当中間会計期間において、投資活動による資金の増加は、49,232千円（前年同期比45,595千円増）となりました。これは主にクラブハウス及びスタートレストラン改装工事等の有形固定資産の取得によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]  
該当事項はありません。

## 営業実績

## (1) 収入の部

科目		前中間会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)	前年同期との比較 ( 減 )
		金額又は人員	金額又は人員	金額又は人員
来場者	メンバー(人)	6,572	7,094	522
	ビジター(人)	4,650	5,903	1,253
入場料金(千円)		75,289	95,095	19,806
ラウンド割増料(千円)		563	324	239
キャディーフィー(千円)		41,275	46,828	5,553
競技参加料(千円)		1,605	1,994	389
貸与品収入(千円)		2,027	2,478	451
マンスリーフィー(千円)		27,226	26,894	331
ロッカーフィー(千円)		3,149	3,155	5
予約取消料(千円)		-	-	-
登録手数料(千円)		11,800	13,200	1,400
委託料収入(千円)		3,024	3,851	826
合計(千円)		165,960	193,823	27,862

## (2) 利用諸料金表

料金内訳	内容	前中間会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)
メンバーグリーンフィー		1,800円	1,818円
ビジターグリーンフィー	平日	2,000円	2,000円
	土曜日	2,000円	2,000円
	日祝日	2,000円	2,000円
カート料	メンバー	3,148円	3,363円
	ビジター平日	5,858円	6,090円
	ビジター土曜・日祝日	10,715円	10,909円
キャディーフィー		3,500円	3,454円
競技参加料	18H競技の場合	1,500円	1,500円
	36H競技の場合	2,000円	2,000円
ロッカー使用料	1人 1台	300円	300円
練習ボール使用料	1箱 25個入	300円	300円
マンスリーフィー	1年 法人・個人	60,000円	60,000円
	1年 ウィークデー	50,000円	50,000円
	1年 準会員	30,000円	30,000円
ロッカーフィー	1年	10,000円	10,000円
予約取消料	1名につき	1,000円	1,000円

## 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析を行っております。

当社は、以下の会計方針が当社の中間財務諸表の作成において使用される当社の重要な見積りと判断に大きな影響を及ぼすものと認識しております。

#### 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（期末自己都合要支給額に基づく簡便法）の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

#### 税効果会計

当社は、繰延税金資産回収可能性を検討した結果、利益規模が相対的に小さく、翌期課税所得の発生が確実に見込まれる状況とはいえないことから、繰延税金資産の回収可能性を合理的に見積ることは困難と判断し、繰延税金資産は計上しておりません。現在、固定負債に計上しております繰延税金負債は、収用等により取得した土地・建物を利益処分方式により圧縮記帳した結果生じた繰延税金負債であります。

### (2) 当中間会計期間の経営成績の分析

当社の営業収入につきましては、当中間会計期間の来場者数がメンバー7,094名、ビジター5,903名、総数12,997名となり、前年同期と比較すると1,775名の増加となりました。なお、メンバー・ビジターの割合は、メンバー55%・ビジター45%となりました。

営業収入は、来場者の増加により、193,823千円（前年同期比16.8%増）となりました。営業費用につきましては、216,961千円（前年同期比9.9%増）となりました。

その結果、経常損失は6,623千円となり、法人税等計上後の中間純損失は11,528千円となりました。

### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

ゴルファーがゴルフ場を選択及び評価するときに、その総合的な評価に最も影響を与える要因は、コースの戦略性と整備状況（75%のゴルファーが指摘）、加えて従業員の接客態度（70%のゴルファーが指摘）と言われています。さらにクラブハウスの快適さは、現代は各自の居住空間の充実からも清潔な憩いの場所として求められます。

### (4) 経営戦略の現状と見通し

コロナ過、思いがけず室内より野外スポーツとしてゴルフが若者の間で話題となり見直されています。セルフのゴルフ場ではかつてないほどの盛況の兆しが見受けられます。当社は交通の利便性が特にすぐれており、この長所を生かし新たな戦略を見出すことが今後の存続、発展の契機となります。

( 5 ) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

財政状態

〔資産の状況〕

当中間期末の資産は、現金及び預金の増加により1,804,803千円（前事業年度末比21,068千円増）となりました。

〔負債の状況〕

当中間期末の負債は、前受金の増加などにより113,510千円（前事業年度末比32,596千円増）となりました。

〔純資産の状況〕

当中間期末の純資産は、1,691,292千円（前事業年度末比11,528千円減）となりました。

キャッシュ・フロー

当中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの増加は、大口コンペは減少したものの、友人、家族個々の組単位での来場者増により、57,578千円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローの増加は、有形固定資産の取得等により49,232千円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローの増加及び減少は、ありませんでした。

その結果、現金及び現金同等物の当中間期末残高は、279,252千円となりました。

資金需要及び財務政策

当社の運転資金必要な主なものは、販売費及び一般管理費の営業費用であり、投資を目的とした主な資金需要は、設備投資等によるものとなります。

当社では、事業活動に必要な現金を安定的に確保することを基本としています。

資金調達については、自己資金を基本としています。

( 6 ) 経営者の問題認識と今後の方針について

開場60周年を迎え倶楽部のスタンスを明確にして、高齢化のメンバー対策、コロナ過での営業方針を確立し、当社独自の特性をゴルファーに示す必要性が求められます。コースの魅力、社員各自のおもてなしのこころ、料金の適正化を図っていく事が、肝要と推察されます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において計画であった、クラブハウス等の改装工事は、令和3年8月に完了しております。  
当中間会計期間において、重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000
計	6,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,914	4,914	非上場 非登録	当社は単元株制 度は採用して おりません。
計	4,914	4,914	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和3年9月1日	-	4,914	748,000	50,000	748,000	1,080,700

(注) 資本金の減少は資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
昭和興産株式会社	北九州市小倉北区豎林21-5	154	3.13
株式会社泰平住建	北九州市小倉北区井堀1-5-30	56	1.14
倉田雅幸	北九州市小倉北区	32	0.65
TOTO株式会社	北九州市小倉北区中島2-1-1	28	0.57
株式会社山本工作所	北九州市八幡東区枝光1950-10	28	0.57
吉川工業株式会社	北九州市八幡東区尾倉2-1-2	24	0.49
大山直也	行橋市	24	0.49
株式会社ケイティエル	北九州市小倉北区浅野2-11-30	20	0.41
西部ガス株式会社	福岡市博多区千代1-17-1	20	0.41
重光工業株式会社	北九州市門司区畑959-10	20	0.41
計	-	406	8.26

(6) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,914	4,914	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,914	-	-
総株主の議決権	-	4,914	-

## 【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士福地昌能による中間監査を受けております。

### 3．中間連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【中間財務諸表等】

## (1)【中間財務諸表】

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	270,906	279,252
未収料金	14,590	14,113
貯蔵品	3,258	3,032
前払費用	13,695	5,843
未収入金	9,259	5,504
未収還付法人税等	3,964	-
その他	181	1,988
貸倒引当金	745	745
流動資産合計	315,110	308,989
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 253,755	1 285,067
コース勘定	317,018	317,018
構築物(純額)	1 152,932	1 148,528
機械及び装置(純額)	1 31,698	1 29,192
車両運搬具(純額)	1 6,047	1 4,684
工具、器具及び備品(純額)	1 17,593	1 22,142
土地	656,702	656,702
有形固定資産合計	1,435,749	1,463,336
無形固定資産		
電話加入権	257	257
ソフトウェア	938	544
無形固定資産合計	1,196	801
投資その他の資産		
分譲用土地	2 30,979	2 30,979
預託金	99	95
差入保証金	600	600
投資その他の資産合計	31,678	31,675
固定資産合計	1,468,624	1,495,814
資産合計	1,783,734	1,804,803

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,428	7,131
未払金	6,221	3 6,332
未払費用	11,640	12,135
未払法人税等	4,037	1,333
未払事業所税	3,192	1,596
前受金	1,546	349
契約負債	-	29,716
預り金	6,543	5,838
賞与引当金	5,500	6,120
流動負債合計	41,109	70,553
固定負債		
繰延税金負債	34,714	38,286
退職給付引当金	5,089	4,670
固定負債合計	39,804	42,957
負債合計	80,914	113,510
純資産の部		
株主資本		
資本金	798,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	332,700	1,080,700
資本剰余金合計	332,700	1,080,700
利益剰余金		
その他利益剰余金		
役員退職積立金	19,000	19,000
圧縮記帳積立金	79,441	79,441
別途積立金	50,000	50,000
繰越利益剰余金	423,679	412,150
利益剰余金合計	572,120	560,592
株主資本合計	1,702,820	1,691,292
純資産合計	1,702,820	1,691,292
負債純資産合計	1,783,734	1,804,803

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収入	165,960	193,823
営業費用	2 197,457	2 216,961
営業損失( )	31,497	23,138
営業外収益	2,751	16,514
営業外費用	36	-
経常損失( )	28,782	6,623
特別損失		
固定資産除却損	2	-
特別損失合計	2	-
税引前中間純損失( )	28,784	6,623
法人税、住民税及び事業税	1,333	1,333
法人税等調整額	1 581	1 3,571
法人税等合計	752	4,904
中間純損失( )	29,536	11,528

## 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
				役員退職積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	798,000	332,700	332,700	19,000	82,101	50,000	462,330	613,432	1,744,132
当中間期変動額									
中間純損失（ ）							29,536	29,536	29,536
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	29,536	29,536	29,536
当中間期末残高	798,000	332,700	332,700	19,000	82,101	50,000	432,793	583,895	1,714,595

	純資産合計
当期首残高	1,744,132
当中間期変動額	
中間純損失（ ）	29,536
当中間期変動額合計	29,536
当中間期末残高	1,714,595

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
				役員退職積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	798,000	332,700	332,700	19,000	79,441	50,000	423,679	572,120	1,702,820
当中間期変動額									
資本金から剰余金への振替	748,000	748,000	748,000						
中間純損失（ ）							11,528	11,528	11,528
当中間期変動額合計	748,000	748,000	748,000	-	-	-	11,528	11,528	11,528
当中間期末残高	50,000	1,080,700	1,080,700	19,000	79,441	50,000	412,150	560,592	1,691,292

	純資産合計
当期首残高	1,702,820
当中間期変動額	
資本金から剰余金への振替	
中間純損失（ ）	11,528
当中間期変動額合計	11,528
当中間期末残高	1,691,292

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純損失( )	28,784	6,623
減価償却費	22,771	22,042
貸倒引当金の増減額( は減少)	259	-
賞与引当金の増減額( は減少)	148	620
退職給付引当金の増減額( は減少)	209	418
受取利息	1	1
有形固定資産除売却損益( は益)	2	-
売上債権の増減額( は増加)	4,640	4,232
棚卸資産の増減額( は増加)	183	225
仕入債務の増減額( は減少)	7,154	4,702
その他	18,465	31,659
小計	10,445	56,440
利息の受取額	1	1
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	3,378	1,137
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,068	57,578
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,636	49,235
投資その他の資産の増減額( は増加)	1	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,637	49,232
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	3,430	8,345
現金及び現金同等物の期首残高	310,915	270,906
現金及び現金同等物の中間期末残高	314,346	279,252

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

構築物 5～40年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ゴルフ場運営事業において、会員及び一般来場者にゴルフ場利用の便益を提供し、その都度、各種の利用料収入の収益を認識しております。また、食堂・売店等の各種付帯施設の利用料については、テナント業者から利用量に応じて毎月末に一括して収益を認識しております。

登録手数料は、名義書き換え完了時に収益を認識しております。

会員契約に基づき会員から受け取る年会費は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、報告期間の末日までに経過した月数を、契約期間である会計期間に占める割合に基づいて行っております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、これらを総称して「収益認識会計基準等」という。)を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準の適用については、当期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用の結果、当中間会計期間の売上高及び損益、並びに、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

また、収益認識会計基準を適用したため、前会計年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当中間会計期間より「契約負債」として表示することといたしました。なお、収益認識会計基

準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
1,529,962千円	1,574,272千円

2 分譲用土地は取得原価及び造成工事費(借入利息を含む)であり売却土地の原価を控除した残高であります。

3 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、未払金に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 当中間会計期間に係る法人税等調整額は当期において予定している圧縮記帳積立金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	22,344千円	21,648千円
無形固定資産	427	394

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,914	-	-	4,914
合計	4,914	-	-	4,914
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,914	-	-	4,914
合計	4,914	-	-	4,914
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金勘定	314,346千円	279,252千円
現金及び現金同等物	314,346	279,252

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度(令和3年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	270,906	270,906	-
(2) 未収料金	14,590	14,590	-
資産計	285,496	285,496	-
(1) 買掛金	(2,428)	(2,428)	-
(2) 未払法人税等	(4,037)	(4,037)	-
負債計	(6,466)	(6,466)	-

当中間会計期間(令和3年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	279,252	279,252	-
(2) 未収料金	14,113	14,113	-
資産計	293,365	293,365	-
(1) 買掛金	(7,131)	(7,131)	-
(2) 未払法人税等	(1,333)	(1,333)	-
負債計	(8,464)	(8,464)	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収料金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当社は、時価で中間貸借対照表に計上している金融商品がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(令和3年3月31日)  
該当事項はありません。

当中間会計期間(令和3年9月30日)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(令和3年3月31日)  
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

当中間会計期間(令和3年9月30日)  
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)  
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)  
該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。	当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。	当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)		
期首残高	30,979	30,979
期中増減額	-	-
中間期末(期末)残高	30,979	30,979
中間期末(期末)時価	47,091	47,091

(注)1. 中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、取得原価の金額であります。

2. 中間期末(期末)時価は、直近の売却実績及び今後の売却見込額に基づいて自社で計算した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

ゴルフ場運営事業	
一時点で移転される財又はサービス	166,928
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	26,894
顧客との契約から生じる収益	193,823

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益及び費用の計上基準」を参照。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

契約負債(期首残高)	399
契約負債(中間期末残高)	29,716

契約負債は、会員から受け取る年会費のうち当中間会計期末日後の期間の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は199千円であり、ます。

当中間会計期間において契約負債が増加した理由は、4月頃に年会費入金が集まる一方、収益認識基準により当中間会計期間後から期末日までに収益に認識される金額が生じるためです。

(2) 残高履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当中間会計期間
下期	29,716
合計	29,716

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 ( 令和 3 年 3 月 31 日 )	当中間会計期間 ( 令和 3 年 9 月 30 日 )
1 株当たり純資産額	346,524円	344,178円

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 ( 自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日 )	当中間会計期間 ( 自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日 )
1 株当たり中間純損失 ( )	6,010円	2,345円
( 算定上の基礎 )		
中間純損失 ( ) ( 千円 )	29,536	11,528
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る中間純損失 ( ) ( 千円 )	29,536	11,528
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	4,914	4,914
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

( 注 ) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 ( 令和 3 年 3 月 31 日 )	当中間会計期間 ( 令和 3 年 9 月 30 日 )
1 株当たり純資産額	346,524円	344,178円
( 算定上の基礎 )		
純資産の部の合計額 ( 千円 )	1,702,820	1,691,292
純資産の部の合計額から控除する金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る中間期末 ( 期末 ) の純資産額 ( 千円 )	1,702,820	1,691,292
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 ( 期末 ) の普通株式の数 ( 株 )	4,914	4,914

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

( 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第62期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）令和3年6月23日福岡財務支局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月21日

株式会社小倉カンツリー倶楽部

取締役会 御中

福地公認会計士事務所

福岡県北九州市

公認会計士 福地 昌能

### 中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小倉カンツリー倶楽部の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小倉カンツリー倶楽部の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。